

★ 夏季賞与支払届について（お願い）

賞与支払届は、賞与を支給した日から5日以内に提出していただくことになっております。提出されていない事業所については、至急提出してください。

★ 月変予定者について

算定基礎届提出時の8月および9月月変予定者については、支給額が決定し従前等級より2等級以上の差が生じた場合、速やかに月額変更届を提出してください。月額変更届の備考欄には昇降給差額・昇降給月及び理由（昇給、通勤手当増など）を必ず記入してください。

なお、月額変更に該当しない方の届出は不要ですが、算定基礎届が必要になりますので提出してください。

★ 標準報酬月額の有効期間について

- ・「算定基礎届」によって改定された標準報酬月額は、9月分保険料から翌年8月分保険料まで適用されます。
- ・「月額変更届」によって改定された標準報酬月額は、1月から6月までに改定されたものはその年の8月分保険料まで、7月から12月までに改定されたものは翌年8月分保険料まで適用されます。
- ・「資格取得届」によって決定された標準報酬月額は、1月から5月までに決定されたものはその年の8月分保険料まで、6月から12月までに決定されたものは翌年8月分保険料まで適用されます。

〔注〕当月分保険料の納付期限はその翌月末になります。

例：9月分保険料・・・10月中旬告知、納付期限は10月31日（銀行休業日の場合は翌営業日）

※算定基礎届の確認通知書は、8月下旬に発送予定です。

★ 高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度について、長期療養者や低所得者の経済的な負担の在り方に配慮した上で、令和8年8月から及び令和9年8月からの二段階で制度見直しを行うこととなりました。詳細につきましては令和8年7月15日付に送付しております、リーフレット又は下記の厚生労働省のHPをご覧ください。

厚生労働省HP「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/juuyou/kougakuiiryuu/index.html

